

母子父子寡婦福祉資金貸付金のご案内

令和7年
4月版

◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度とは

母子家庭および父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的として、修学資金をはじめとした資金からなる貸付制度です。

◆ 貸付対象者

① 母子家庭の母、父子家庭の父

※母子・父子家庭：配偶者と死別または離別した女子または男子と、その扶養する20歳未満の児童からなる家庭

② 寡婦

※配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方

③ 40歳以上の配偶者のない女子（婚姻をしたことのない独身の方は含みません）

④ 母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童（20歳未満）

※④は、修学資金・修業資金・就学支度資金・就職支度資金の貸付に限りです。

注意事項

修学資金などお子さんを対象とする資金の貸付については、
お子さんも連帯借主となり、借主とともに返済の義務を負います。

◆ 貸付の要件等

- 松江市内に住民登録のある方。
- 申請者が福祉資金の償還金および松江市に納付すべき税金、料金、返還金等を滞納している場合は、貸付できません。
- 収入額による貸付制限があります。
- 資金の種類により、貸付の要件が異なることがあります。
- 日本学生支援機構等、他の奨学金と併せての貸付はできない場合があります。



大学・短期大学・高等専門学校（4年・5年）・専門学校に進学される方、在学中の方へ

高等教育の修学支援新制度

令和2年4月から
新制度が始まりました

授業料・入学金の
免除／減額



給付型奨学金の
支給

詳しくは特設サイトへ

高等教育の修学支援新制度

検索

- ・独立行政法人日本学生支援機構
- ・文部科学省

- 修学支援新制度による授業料減免または給付型奨学金の対象者は、入学または修学に必要な費用から新制度の支援額に相当する額を控除した額を限度として貸付を行います。

相談・申込み・
お問い合わせ先

松江市役所 こども子育て部 子育て給付課 ひとり親支援係

本庁 ⑪番窓口
開庁時間：平日 8時30分～17時15分
〒690-8540
島根県松江市末次町86番地

電話番号：0852-55-5942
FAX番号：0852-55-5537
松江市ホームページアドレス：
<https://www.city.matsue.shimane.jp/>

◆ 母子父子寡婦福祉資金一覧

修 学 資 金	資金の内容
	高校・大学・大学院・高等専門学校・ 専修学校で修学する際に必要な費用を貸付ける資金
	貸付対象経費
	授業料、書籍代、テキスト代、実習 費、各種会費（年会費）、家賃・寮費、 設備費、交通費等
	貸付対象等
	◇母子家庭の母または父子家庭の 父が扶養する児童 ◇父母のない児童 ◇寡婦が扶養する子
	貸付を受ける期間
	修学期間中 （正規の修学期間中のみ）
	据置期間
	学校卒業後6ヶ月
	償還期限
	20年以内 ※専修学校（一般課程）は5年以内
	利子
	無利子

貸付限度額（月額）				
高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	自宅通学	27,000 円	
		自宅外通学	34,500 円	
	私 立	自宅通学	45,000 円	
		自宅外通学	52,500 円	
高等専門学校			(1～3 年)	(4～5 年)
	国公立	自宅通学	31,500 円	67,500 円
		自宅外通学	33,750 円	76,500 円
	私 立	自宅通学	48,000 円	98,500 円
		自宅外通学	52,500 円	115,000 円
	専修学校（専門課程）	国公立	自宅通学	67,500 円
自宅外通学			78,000 円	
私 立		自宅通学	89,000 円	
		自宅外通学	126,500 円	
短期大学	国公立	自宅通学	67,500 円	
		自宅外通学	96,500 円	
	私 立	自宅通学	93,500 円	
		自宅外通学	131,000 円	
大学	国公立	自宅通学	71,000 円	
		自宅外通学	108,500 円	
	私 立	自宅通学	108,500 円	
		自宅外通学	146,000 円	
大学院	修士課程		132,000 円	
	博士課程		183,000 円	
専修学校（一般課程）	※償還期限 5 年以内			54,000 円

※所得によって、限度額が下がる場合があります。

就 学 支 度 資 金	資金の内容
	高校・大学等の入学の際に必要な費用を貸付ける資金
	貸付対象経費
	入学金、入会金（入学時に必要なもの）、被服等の購入費、実習道具の購入費、家電製品の購入費、アパートの敷金・礼金、入寮費等
	貸付対象等
	◇母子家庭の母または父子家庭の 父が扶養する児童 ◇父母のない児童 ◇寡婦が扶養する子
	据置期間
	学校卒業後6ヶ月
	償還期限
	20年以内 ※専修学校(一般課程)、修業施設は5年以内
	利子
	無利子

貸付限度額			
小学校			64,300 円
中学校			81,000 円
高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	自宅通学	150,000 円
		自宅外通学	160,000 円
	私 立	自宅通学	410,000 円
		自宅外通学	420,000 円
高等専門学校 専修学校（専門課程） 短期大学 大学	国公立	自宅通学	410,000 円
		自宅外通学	430,000 円
	私 立	自宅通学	580,000 円
		自宅外通学	590,000 円
大学院	国公立		430,000 円
	私 立		590,000 円
専修学校（一般課程） ※償還期限 5 年以内		自宅通学	150,000 円
		自宅外通学	160,000 円
修業施設 （厚生労働大臣等が認める施設のみ） ※償還期限 5 年以内	中学 卒業者	自宅通所	150,000 円
		自宅外通所	160,000 円
	高校 卒業者	自宅通所	272,000 円
		自宅外通所	282,000 円

資金の種類	資金の内容	貸付対象等	貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期限
修業資金	事業を開始または就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	◇母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童 ◇父母のない児童 ◇寡婦が扶養する子	月額 68,000円 自動車運転免許取得 460,000円	知識技能を習得する期間中5年以内	修業期間終了後1年	20年以内
就職支度資金	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	◇母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童 ◇父母のない児童 ◇寡婦	110,000円 自動車購入費を含む場合 340,000円		1年	6年以内
技能習得資金	自ら事業を開始または会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	◇母子家庭の母または父子家庭の父 ◇寡婦	月額 68,000円 一括 816,000円 自動車運転免許取得 460,000円	知識技能を習得する期間中5年以内	習得期間終了後1年	20年以内
事業開始資金	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	◇母子家庭の母または父子家庭の父 ◇寡婦 ◇母子・父子福祉団体	3,580,000円 【団体】 5,370,000円		1年	7年以内
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	◇母子家庭の母または父子家庭の父 ◇寡婦 ◇母子・父子福祉団体	1,790,000円		6ヶ月	7年以内
医療介護資金	医療または介護（当該医療または介護を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金	◇母子家庭の母、父子家庭の父または児童（介護の場合は児童除く） ◇寡婦	【医療】 340,000円 （特別） 480,000円 【介護】 500,000円		医療または介護を受ける期間終了後6ヶ月	5年以内
生活資金	知識技能を習得している期間の生活に必要な資金	◇母子家庭の母または父子家庭の父 ◇寡婦	月額 141,000円	知識技能を習得する期間中5年以内	技能習得期間終了後6ヶ月	20年以内
	医療・介護を受ける期間の生活に必要な資金		月額 114,000円	医療・介護を受けている期間中1年以内	医療・介護期間終了後6ヶ月	5年以内
	母子家庭または父子家庭になって7年未満の世帯の生活を安定・維持する間（生活安定期間）に必要な資金		月額 114,000円 （2,736,000円を限度） 養育費取得の裁判費用 1,236,000円	母子（父子）家庭になって7年未満	貸付期間終了後6ヶ月	8年以内
	失業期間中の生活を安定・継続するのに必要な資金		月額 114,000円	離職した日の翌日から1年以内	貸付期間終了後6ヶ月	5年以内
	家計急変し児童扶養手当受給相当まで収入が減少した場合に生活を維持させるために必要な資金		児童扶養手当（全部支給の額に準拠した額の範囲内）	原則3ヶ月以内	貸付期間終了後6か月	10年以内
住宅資金	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、または増築するのに必要な資金	◇母子家庭の母または父子家庭の父 ◇寡婦	1,500,000円 （特別） 2,000,000円		6ヶ月	6年以内 （特別） 7年以内
転宅資金	住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金	◇母子家庭の母または父子家庭の父 ◇寡婦等	260,000円		6ヶ月	3年以内
結婚資金	児童または扶養する20歳以上の子の婚姻に必要な資金	◇母子家庭の母または父子家庭の父 ◇寡婦等	330,000円		6ヶ月	5年以内

○ 利率

※修学資金・修業資金・就学支度資金・就職支度資金（児童に係るものに限る）に関しては**無利子**です。
※それ以外の資金は、連帯保証人を立てる場合は**無利子**、連帯保証人を立てない場合は**有利子（1.0%）**です。

○ 他の奨学金との併給

※日本学生支援機構、島根県育英会の奨学金等、母子父子寡婦福祉資金との併給ができないものもありますのでご注意ください。

◆ 相談・貸付けから償還（返済）までの流れ

相談

まずはご相談ください。

必要な資金の内容、貸付けの要件、生活収支状況等について確認をさせていただきます。

申請

申請に必要な書類を窓口へご提出ください。（郵送での受付は行いません）

申請に
必要な
書類

- ① 貸付申請書
 - ② 申請者および申請者が扶養する児童の戸籍謄本
 - ③ 資金の種別ごとに必要な書類（在学証明書、合格通知書など）
 - ④ その他、申請に必要な書類
- ※資金の種類により、必要な書類が異なります。
※2つ以上の資金の申し込みの場合、重複する書類については省略できます。

面接 審査

貸付けについては、面接をした上で審査を行います。

審査の結果、貸付けできない場合もあります。

申請を受けてから
資金の振込みまでには時間がかかります

貸付決定 ・ 資金振込

貸付けを決定した場合には、貸付決定通知書と借用書をお送りいたします。借用書を受理した後に、ご指定の口座に振込みます。

【振込時期】

- **修学資金**：〔新規貸付者〕6月、7月、10月、1月（3ヶ月分をまとめて）
〔継続貸付者〕4月、7月、10月、1月（3ヶ月分をまとめて）
- **修業資金、技能習得資金、生活資金**：毎月
- **就学支度資金、就職支度資金**ほか：随時

①貸付中に、母子家庭（寡婦）または父子家庭でなくなった、児童または子を扶養しなくなった、退学したなど貸付対象でなくなった場合は、その後の貸付けはできませんので、すみやかにお申し出ください。届け出なく貸付けを受け続けた場合、貸付けた金額の全部を一括で返済していただくことになります。

償還 （返済）

- 原則として、口座振替による毎月（月賦）返済です。
- 返済の途中で、残額の全部または一部を繰上げ返済することができます。
- 支払期日までに納入されなかった場合は、延滞元利金額につき、年3.0%の割合で違約金を徴収します。
- 償還金（返済金）の支払いがない場合、支払督促の予告等を行った上で裁判所に支払督促の申立（裁判手続）を行います。
※支払督促とは、民事訴訟法第382条に基づくもので、裁判所に対して債務者に償還金等の支払いを命ずるよう請求する行為です。

この資金は、償還していただくことを前提にお貸ししています。

皆さまからの償還金（返済金）が、次に借りられる方に貸付ける財源となる
いわば相互たすけあいの制度です。

きちんとした償還計画（返済計画）を立てて、期限までに必ずお返してください。



住所や連絡先等に変更があった場合には必ずご連絡ください